

組合 NEWS

Faculty and Staff Union of Kanazawa University
金沢大学教職員組合執行委員会
金沢市角間町
Tel.076-262-6009 (FAX同じ) / 角間内線2105
E-mail kanazawa@ku-union.org
ホームページ http://www.ku-union.org/

2011年7月29日

通巻 1166号

この号の内容

- 2011年
人事課長要求への回答

近日交渉予定

《人事課長への要求》に対する回答

今年2月4日に人事課長に申し入れた「要求書」に対する回答が、7月19日にありました。回答は以下のとおりです。学長宛統一要求に引き続き、交渉を予定しています。ご意見等組合事務所にお寄せください。

金沢大学教職員組合
執行委員長 喜成 年泰 殿

平成23年7月19日
国立大学法人金沢大学
総務部人事課長 薄井 賢次

要求書に対する回答

平成23年2月4日付けで貴殿から提出のあった要求書について、下記のとおり回答します。

1 全職員に共通する要求

1-1. 業務の見直しや軽減、削減目標の設定などの具体的改善方策を提示し、労使が協力して超過勤務の縮減を目指すこと。サービス残業を黙認しないこと。

- ・病院交渉時にお示したアンケートを重く受け止めていただきたい。
- ・サービス残業が「上意下達」だけでは根絶できないことに留意すべきである。現場の管理職の意識改革も含めた対応が必要である。この問題の解決に向けては、組合も全面的に協力する。

回答: 業務の見直し・軽減は各部署で取り組んでおり、それを抜きにしたトップダウンの削減目標の設定はサービス残業に繋がりがかねないため、慎重に対応する必要があります。

なお、サービス残業とならないよう、事務連絡協議会で再三アナウンスし、啓発に努めています。組合にサービス残業に関する具体的な情報があるのでしたら、教えていただき具体的な対処をしたいと考えます。

1-2. 労働安全衛生管理業務においては専任の担当者を中心に業務を行い、それ以外の者は補助的な活動を行う体制構築を求める。即ち、専任以外の管理者の業務が3,000円の手当で済む程度の(2時間/月)ロードで済むような体制構築とその体制・業務を周知徹底すること。

現在は専任でない衛生管理者に対する業務体制・業務指示の周知徹底がなされておらず過重負担が発生している。

回答: 角間地区を一例に、衛生管理者の主たる業務である職場巡視業務及び会議出席の所要時間を調査したところ、平均して2時間未満となっています。過重負担となっている業務内容及び従事時間についてご教示願います。

衛生管理者への業務等の情報共有については、安全衛生委員会終了後等で実施しているところです。今後、衛生管理者の体制を含めて安全衛生管理体制の充実に向け検討したいと考えます。

1-3. 健康を守るよう職場環境を改善するため、総合相談室の充実を図ること。

- ・総合相談室の相談体制の周知を求める。
- ・総合相談室の運営については、様々な問題点(相談のしやすさ、調査のスピード)が指摘されており課題が多い。改善に向け組合にも協力できる余地があると考えます。
- ・長時間労働をはじめとする過重労働やメンタルヘルスに対する相談の充実を求める。
- ・ハラスメント相談員自身の仕事がハードにならないよう配慮を求める。

回答: 毎年、教職員に対し、新任教員説明会や初任者研修等の機会を利用して、相談体制の説明を行っています。また、平成22年12月から総合相談室ホームページの内容を充実し、併せて「総合相談室だより」を継続的に発行していくことで、相談体制の周知に努めています。

相談のしやすさに関しては、平成22年12月から総合相談室ホームページの内容を充実し、併せて「総合相談室だより」を継続的に発行していくことで、総合相談室が独立した中立的な機関であることや、様々な活動内容を構成員に周知し、相談への不安を取り除き、敷居を低くするよう努めています。

調査のスピードに関しては、調査を厳格にすることとの兼ね合いもあります。複雑な事案であればあるほど、より慎重な調査が必要になる(冤罪防止のためにも)。迅速化には努力していきます。

「長時間労働をはじめとする過重労働」の相談は、直接上司に相談してもよいし、総合相談室でも受け付けています。「メンタルヘルス」の相談は、保健管理センターで受け付けています。総合相談室では、このほか、様々な仕事上の悩みで、周囲に相談できる人がいない場合等も相談を受け付けています。積極的な利用をお願いしたい。

ハラスメント相談員自身の業務量については、ハードになっている事例があれば、具体例をご教示願います。

1-4. 建物内禁煙を実現するため、建物内喫煙者に対して注意する等、快適な職場環境の整備を図ること。

「総合相談室宛に総合教育棟研究室内で喫煙している教員へ注意喚起願いたい旨申し出たが、対応がなされていない」との相談が寄せられている。

回答: 角間キャンパスにおける喫煙場所は限定されており、指定場所以外での喫煙は禁止されています。このルールを厳守するため、喫煙場所以外での喫煙が起きていないか各研究室などを巡視し注意を払っています。またホームページ等においても喫煙場所以外で喫煙しないように周知を行っています。

総合相談室に寄せられた相談内容については、秘密保持が原則ですので、対応内容はお答えできませんが、対応は速やかに行っています。

1-5. 2013年からの年金支給開始65歳時代に対応し、教職員の再雇用対策のロードマップを示すこと(当該年齢の教職員にとって死活問題である)。

- ・再雇用先を早期に提示すること。
- ・2010年人事院勧告に示されている定年延長を前倒しして実施すること。



・新人教育のための再雇用を進めること。



回答: 再雇用先は、新年度の組織再編・新規事業の決定後、新たにポストを確保することとなるため、早期のポスト提示が困難な状況となっています。

定年延長に関しては、その給与を運営費交付金で支弁することとなる以上、国家公務員の制度設計が明らかにならない状況下においては、独自の制度設計を進めることは難しいところです。

技術の継承が必要な部署からの要請に応じて、これまでも新人教育のための再雇用は実施してきました。

1-6. 広報戦略室からの依頼で撮影した顔写真の利用範囲を明確にすること。

回答: 撮影した写真データは、教員本人の研究紹介データベースから本人のみがダウンロード可能であり、広報活動に利用します。ただし、各種印刷物やホームページ等に掲載する場合は、本人に了解を得た場合にのみ使用します。

また、職員証の顔写真にも使用しています。

1-7. 検診について女性教職員の受診しやすさに配慮すること。

婦人科検診については、受診しやすい日程の設定(2回の検診の適切な間隔設定)、一般健康診断については、男女の受診時間帯の一部重複(予定表では区分されていても遅延等により受付周辺で男女が混在する場合)をなくすなどの対策を行うこと。

回答: 婦人科健診については、可能な限り各職員が受診しやすい日程としています。

一般定期健診については、最終日に集中することで男女の重複時間帯が発生する傾向があります。ついては、各職員には最終日に集中しないように協力を呼びかけるなど、対応策を検討します。

1-8. 出張入力システムを改善すること。

出張入力システム(出張なび)が利用しにくく時間の浪費となる。特に学生の出張依頼に時間を要する。

システムの改善および代行業者による説明会(便利な使い方等)の開催を求める。

回答: 「出張なび」は、パッケージソフトのため改修できる事項について限られていますが、改修可能な事項であれば、改修内容を検討の上、実施していきたいと考えています。ご不便な点があれば、お知らせ願いたい。

なお、旅費手続きや「出張なび」の操作方法等の問い合わせについては、各事務部で適宜対応しています。

2 事務職員に関わる要求

2-1. 各職場の業務マニュアルが未整備であるため、異動時に十分な引継ぎができず、業務に支障をきたしている。超過勤務縮減に向けても業務マニュアルを作成し、業務を円滑にすること。

回答: 業務マニュアルについては、業務の見直しの一環として逐次作成を行ってきており、作成後は定期的な点検・見直しを行うこととしています。人事異動時の際は、各個人が引継書を作成し、後任者に円滑に業務を引き継

ぐことができるようにしています。

2-2. 法人化後の昇格基準を明らかにし、特に遅れている職員の早期改善を図ること。

回答: 昇格は年齢で自動的に行われているわけではなく、勤務成績を考慮して行っています。

3 施設整備に関わる要求

3-1. 職員全員に対して使える状態のロッカーを確保すること。

回答: ロッカーは職員のニーズを受け、検討すべきものは、必要に応じて経費や場所の問題も含めて検討します。なお、現在のところ、事務局内においては、職員のニーズを満たしています。地区事務部においても、同様に職員のニーズに配慮したロッカーの確保を行っています。

3-2. 全ての建物に教職員のリフレッシュスペースを確保すること。

回答: リフレッシュスペースは、各建物の共通スペースの見直しや施設の有効活用を検討した上で、活用可能なスペースが生じた場合は、教職員のリフレッシュスペースとして確保できるよう努めたいと考えます。

3-3. 夜間照明の整備（チェックおよび増設）を行うこと。

- ・総合教育1号館1階入口から駐車場までのあいだの外灯の増設。
- ・自然科学5号館蛍光灯を省エネルギータイプのものに付け替えること。また、階段については蛍光灯の交換作業が難しいため（高い位置にあり、かつカバーが取り外しにくい）、交換が容易なもの、あるいは長寿命のものに更新すること。
- ・自然科学5号館の本部側の入り口近くの、夜間照明が不足し、安全上問題がある。終夜点灯または感知式に変更するか、最終バス（平日は10時48分）までは点灯するなどの対応を求める。

回答: 外灯の増設や蛍光灯の付け替えについては、必要性、緊急性及び費用対効果などを考慮し検討しています。

自然科学5号館の本部側の入り口近くの夜間照明については、点灯時間の延長や感知式照明への変更に

は工事等が必要になります。安全上問題がある場所に効率的に夜間照明が行えるよう、必要な箇所を検証・検討し、整備を実施していきます。

3-4. 旭町から若松周辺に学生のための駐輪場を整備すること。

本要求の目的は、苦情処理に関わる教職員の多忙化への対策である。

大学が山中にあることから通勤に自家用車を使えなければ不便であることは今更指摘するまでもない。

若松バス停付近の大型店舗駐車場まで自家用車や自転車で移動し、そこからバスに乗って通学する学生が出てきており問題となっていると聞いている。

受験生が通学に苦勞する状況と知れば大学受験者は他大学を受験することが予測される。

回答: 上記の事項については、まず、学生に対して、大学生活におけるマナーについて指導をすることが先であると考えます。

3-5. 自然科学棟講義棟近く、もしくは仮あ駐車場前（自然研3号館前）の一方通行を解除し、仮あ近辺に駐輪場を設置すること。

自転車で構内1号線を登ってきたときに、講義棟近くに駐輪場がないため、非常に遠回りを強いられている。

回答: 一方通行は、交通事故防止のため解除できませんが、自転車は、規制の対象外となっており、自転車の安全を確保するため、通行帯を黄色いラインで明示しました。また、駐輪場を50台分確保する予定です。



3-6. 構内の横断歩道や路側帯の白線のほとんどが消えているので再塗装すること。

回答: 構内道路の白線は、順次、再塗装を実施しています。

3-7. 角間北地区学生D駐車場の階段の冬季安全対策を講ずること。

駐車場利用者は国道の路側帯を歩く場合もあり危険である。冬季にD駐車場の使用を許可するのであれば、階段に屋根を設置するなどの安全対策をすること。

回答: 角間北地区学生D駐車場の階段は、降雪時や凍結時に滑落の危険性が高いため、積雪の状況及び安全面から判断し使用禁止としており、階段上り口及び降り口に通行禁止の立て看板を設置しています。



3-8. 学内施設のバリアフリー化を促進すること。

- ・角間北地区の多目的トイレの改修について、すべてにウォシュレット、手洗い自動水栓設置、感知式照明を整備すること。またそれらのうち、角間の北中南の各地区少なくとも1カ所について、オストメイト対応改修を行うこと。
- ・大学会館1F中央吹き抜け部分とコロネードを結ぶ階段（7段）に、スロープと手すりを併設すること。またコロネードからバス停まで感知式夜間照明を設置すること。
- ・自然科学5号館と中福利施設をつなぐ通路の段差を解消し、遮蔽などの冬季積雪対策をすすめること。
- ・角間北地区のエレベーターのバリアフリー化を進めること。エレベーター内操作盤を低位置に設置し、押ボタンに点字ラベルを貼付、車椅子の安全確保のための鏡を設置すること。

回答: ・ 現在設置されている多目的トイレのウォシュレット化及び手洗い自動水栓化は、完了しており、オストメイト対応については、必要性の高い多目的トイレについて整備する予定です。

- ・大学会館1F中央吹き抜け部分とコロネードを結ぶ階段にスロープと手すりを併設する場合、当該階段の幅が狭いため、歩行者のためのスペースが確保できず、通行に支障が出ることが考えられます。また、当該階段の付近は学生の休憩スペースとしてベンチが設置されていますので、スペース利用の調整が必要になります。さらに、屋外のスロープには降雨・降雪時のスリップ防止対策が必要になります。以上の点から、コロネードを結ぶ階段にスロープと手すりを併設しバリアフリー化を進めることは適切ではないと考えますので、大学会館1階の廊下を通行するより安全なルートを検討しています。

感知式夜間照明の設置については、既設の照明器具からの取替工事や照明回路の変更工事が必要になるため、その必要性、緊急性、経済性等を考慮し整備を実施していきます。

- ・通路の遮蔽について、通路に壁を設けることにより建築物の新築として取り扱われることになり、建築基準法・消防法等が適用されます。このため、構造規定や防火・避難規定に適合させるために、構造計算のやり直しによる確認、鉄骨部材の耐火被覆等が必要になります。また、火災報知器、消火設備等の消防用設備や防火区画等の設置が必要となります。

さらに、既存建物(自然科学5号館及び中福利施設)についても防火避難規定が一部適用されます。この規定に適合させるため、消防用設備等の増設・更新等が必要となる場合があり、また、延焼のおそれがある範囲の窓、出入り口等の建具は、防火性能を持ったものに変更する必要があります(自然科学5号館の場合、1階から7階まで)。通路の遮蔽には、上記の点を解消するための検証費用及び工事費が必要となり、その費用対効果の点から困難と考えます。

- ・エレベーターかご内の鏡の設置及び点字ラベルの貼り付け等は、順次整備を実施しています。

車いす対応の操作盤について、角間北地区のエレベーターは、制御システムを更新する時期に来ており、その更新に合わせて対応することとしており、予算を確保して順次実施して行きます。

き り と り せ ん

金沢大学教職員組合 加入申込書

ふりがな _____ 申込日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 氏名 _____ (男・女) _____ 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
 所属部局 _____ 職種 _____ 職名 _____
 連絡先 電話番号 _____
 E-mail _____ (職場・個人用)

組合費 チェックオフ(賃金控除)【通常はこちら】 8桁の職員番号
 チェックオフ以外の方法を希望 (_____)

記載された個人情報、組合が適切に管理し、組合員名簿に記載する他、組合からの各種ご案内に利用させていただきます